

板橋区母子生活支援施設入所実施要綱

(平成9年4月25日区長決定)

一部改正 (平成10年3月24日区長決定)

一部改正 (平成13年3月30日区長決定)

一部改正 (平成20年3月26日区長決定)

一部改正 (平成23年6月10日区長決定)

一部改正 (平成26年3月10日区長決定)

一部改正 (平成26年9月16日区長決定)

一部改正 (平成29年4月1日区長決定)

一部改正 (平成29年12月28日区長決定)

一部改正 (令和2年3月27日区長決定)

一部改正 (令和2年9月23日区長決定)

一部改正 (令和3年3月4日区長決定)

一部改正 (令和5年3月31日区長決定)

一部改正 (令和6年3月21日区長決定)

(目 的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく母子生活支援施設への入所に伴う母子保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）及び法第56条第2項の規定に基づく費用（以下「徴収金」という。）の徴収並びに東京都板橋区児童福祉法施行規則（昭和40年板橋区規則第12号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定め、事務の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(母子保護の実施の要件)

第2条 母子保護の実施は、板橋区を居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地。以下「居住地」という。）とする次の各号のいずれかに該当する者が、生活、就労、教育、住宅等の解決困難な問題により、その監護すべき児童の心身に好ましくない影響を与え、児童を監護する責任を十分に果たしえないと認められるときに行うものとする。ただし、現に感染性疾患のある者はこの要件に該当しないものとする。

- (1) 配偶者と死別し、又は離婚した女子
- (2) 婚姻外で母となった女子で、その児童の父と事実上の婚姻関係が消滅している者
- (3) 婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない女子
- (4) 配偶者が生死不明の女子
- (5) 配偶者に遺棄されている女子
- (6) 配偶者が精神又は身体の障がいにより長期にわたって労働力を失っている女子
- (7) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されている女子
- (8) その他板橋、赤塚及び志村福祉課（以下「各福祉課」という。）長が必要と認める者

2 前項の「監護すべき児童」とは、同項各号に掲げる女子が保護者として監護する責務を有する満18歳に満たない者をいう。ただし、法第31条第1項に該当する場合にあっては、満20歳に達するまでの者をいう。

(入所申込)

第3条 入所の申込は、規則に定める母子生活支援施設入所申込書（規則別記第4号様式の2）に次の書類を添付し福祉事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。ただし、第2号に掲げる書類については、申請者の同意を得た上で、区が保有する公簿等により当該情報を確認できる場合は、添付を省略することができる。

(1) 入所する母子の戸籍謄本

(2) 課税証明書 当該年度分（ただし、4月から6月までの申込は前年度分）区市町村民税の課税証明書

(3) 健康診断書 感染性疾患等の有無を記載した診断書（結核、細菌検査を含む。）

2 所長は、前項の母子生活支援施設入所申込書を受理したときは、面接記録票（板橋区助産施設入所実施要綱別記第1号様式）に必要事項を記録しておかなければならない。

(状況調査)

第4条 所長は、前条の申込を受理したときは、速やかに当該母子の状況を調査する。

(申込の取下)

第5条 申込者は、第3条の申込を取り下げるときには、母子生活支援施設入所申込取下届（別記第1号様式）を所長に提出しなければならない。

(入所調整会議)

第6条 入所の可否を適正かつ公正に行うために必要となる申込者世帯に関する情報の確認、課題の協議及び入所調整を図るため、次に掲げる者で構成する入所調整会議を各福祉課合同で開催する。ただし、申込者が板橋区の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望した場合においては、第19条又は第20条に定めるとおりとする。

(1) 各福祉課の母子・父子自立支援員

(2) その他福祉課長が必要と認める者

2 各福祉課の母子・父子自立支援員は、前項に規定する入所調整会議の開催前に各福祉課内において入所調整に係る申込者世帯の情報及び課題を共有し意見を集約する。

この場合において、入所調整会議の前に入所調整の判断が困難であると想定される場合、各福祉課の総合相談係長は入所調整会議に必ず出席するものとする。

3 母子保護の実施を担当する福祉課（以下「所管福祉課」という。）の母子・父子自立支援員は、入所調整会議終了後、協議内容について各福祉課の意見を集約し、所長に報告する。

4 入所調整会議について必要な事項は所長が別に定める。

(入所決定)

第7条 所長は、前条の入所調整会議の報告を踏まえ、母子生活支援施設への入所の可否を決定する。

2 所長は、前項により入所を決定したときは、申込者には母子生活支援施設入所承諾書（規則別記第5号様式の4）により、母子生活支援施設長には母子生活支援施設入所決定通知書（規則別記第5号様式の3）により通知する。

3 入所を決定した世帯（以下「入所者」という。）については、助産施設・母子生活支援施設入所決定調書（規則別記第1号様式の32）を作成し、母子保護の実施の経過を記録しておかなければならない。

4 入所決定後、所管福祉課の母子・父子自立支援員は処遇方針や支援に必要な情報について、

母子生活支援施設に対して速やかに報告を行う。

（母子保護の実施に伴う入所者の支援会議）

第8条 入所者の今後の生活について検討するため、次の者により構成する支援会議を各福祉課合同で開催する。

- (1) 各福祉課の母子・父子自立支援員
 - (2) 措置先の母子生活支援施設の職員
 - (3) その他福祉課長が必要と認める者
- 2 支援会議は、次の事項について検討するものとする。
- (1) 入所者の退所に関わること
 - (2) 入所者の保護の延長に関わること
 - (3) 入所者の自立に向けた支援方針に関すること
 - (4) その他福祉課長が必要と認める事項に関すること
- 3 各福祉課の母子・父子自立支援員は、必要に応じて支援会議を開催する。

（区立母子生活支援施設関係者会議）

第9条 板橋区立母子生活支援施設（以下「区立母子生活支援施設」という。）における母子保護の実施を円滑かつ効果的に行うため、次に掲げる者で構成する区立母子生活支援施設関係者会議（以下「関係者会議」という。）を設置する。

- (1) 各福祉課長
 - (2) 各福祉課の総合相談係長
 - (3) 各福祉課の母子・父子自立支援員
 - (4) 生活支援課のひとり親支援担当係長
 - (5) 区立母子生活支援施設の長及び職員
 - (6) その他福祉課長が必要と認める者
- 2 関係者会議は、次の事項について協議するものとする。
- (1) 区立母子生活支援施設の支援体制に関すること
 - (2) 母子保護の実施に係る関係機関の役割分担に関すること
 - (3) その他福祉課長が必要と認める事項に関すること
- 3 各福祉課長は、必要に応じて関係者会議を招集する。

（徴収金の額の決定）

第10条 徴収金の額の決定は、規則第10条第1項の規定により、規則別表第2の1に定める階層区分と額による。

- 2 前項の階層区分の認定は、入所決定時に第3条第2号の課税証明書により行い、以降入所承諾期間中毎年7月に、当該年度の区市町村民税の税額により決定する。
- 3 徴収金の額を決定したときは、入所決定時においては申込者あて母子生活支援施設入所承諾書（規則別記第5号様式の4）により、それ以降の変更においては、入所者あて母子生活支援施設入所承諾事項変更・徴収金額変更通知書（規則別記第8号様式の4）により通知する。

（徴収金の徴収）

第11条 所長は、徴収金を徴収するときは、入所者ごとに納付期限を明らかにした納付書を作成し送付する。

- 2 入所者は、前項による納付書の送付を受けたときは、期限までに徴収金を納付しなければならない

い。

3 徴収金の徴収は、次のとおりとする。

- (1) 入所月日が月の初日のときは、その月分から徴収する。
- (2) 入所月日が月の15日以前であるときは、その月分は徴収金額の5割とする。
- (3) 入所月日が月の16日以降であるときは、その月分は徴収しない。
- (4) 退所月日が月の末日のときは、その月分は徴収する。
- (5) 退所月日が月の15日以前であるときは、その月分は徴収しない。
- (6) 退所月日が月の16日以降であるときは、その月分は徴収金額の5割を徴収する。
- (7) 入所期間が1か月未満で16日以上のあるときは、徴収金額の5割を徴収する。
- (8) 入所期間が15日以下であるときは、徴収しない。
- (9) 停止の期間中の徴収金は徴収しないが、停止決定されたその月分は前記(5)・(6)に、停止解除により入所が再開されたときは、前記(7)・(8)にそれぞれ準じて取り扱う。

(徴収金の減額)

第12条 徴収金の減額申請は、規則第10条の3の規定に基づき板橋区児童福祉施設入所に伴う徴収金減額要綱(昭和52年7月1日区長決定。以下「減額要綱」という。)に定める、徴収金減額申請書(減額要綱別記第1号様式)により行わなければならない。

2 所長は、徴収金の減額の適否を決定したときは、徴収金減額適用・不適用通知書(減額要綱別記第2号様式)により当該申請をした者に通知する。

(申込の不承諾)

第13条 所長は、次のいずれかに該当すると認めるときは入所申込を不承諾とし、母子生活支援施設入所不承諾通知書(規則別記第6号様式の2)により当該申込をした者に通知する。

- (1) 第2条の母子保護の実施の要件に該当しないとき。
- (2) 母子保護の実施の要件に該当するが、施設に欠員がないとき。
- (3) 他の入所者に危害を加え、又は所管福祉課若しくは母子生活支援施設の職員による指導に従わない等、共同生活の維持に支障をきたす行動をとる恐れがあると認められるとき。

2 前項第2号により、不承諾とした入所申込については、当該入所申込のあった年度内において、継続して入所調整会議に付するものとする。

(入所の取消)

第14条 所長は、入所を承諾した者について、入所開始までの間に次の各号のいずれかに該当するときは承諾を取り消し、母子生活支援施設長には母子生活支援施設入所承諾事項変更・徴収金額変更通知書(規則別記第8号様式の3)により、入所者には母子生活支援施設入所承諾事項変更・徴収金額変更通知書(規則別記第8号様式の4)により通知する。

- (1) 第2条の母子保護の実施の要件が消滅したとき。
- (2) 入所者から入所辞退の申出等があったとき。
- (3) 転居その他の事由により取消をする必要があったとき。

(入所の解除)

第15条 所長は、入所者が入所後、次のいずれかに該当するときは母子保護の実施を解除する。

- (1) 第2条の母子保護の実施の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 入所者から退所の申出があったとき。
- (3) 入所している児童が満20歳に達したとき。ただし、児童が満20歳に達した後、最初の3月31

日を迎えるまでは、入所の継続は可能とする。

(4) 入所者が自立可能と認められるとき。

(5) 転出、死亡等により入所者又はその監護する児童がいなくなったとき。

(6) 他の入所者に危害を加え、又は所管福祉課若しくは母子生活支援施設職員の指導に従わない等、共同生活の維持に支障をきたす行動をとり、入所の継続が困難と認められる状態となったとき。

(7) その他解除する必要があるとき。

2 所長は、入所承諾を解除したときは、母子生活支援施設長には母子保護実施解除通知書（規則別記第7号様式の3）により、入所者には母子保護実施解除通知書（規則別記第7号様式の4）により、その旨通知する。

（入所の期間）

第16条 入所の期間は、原則として入所決定日から2年とする。ただし、所長は入所承諾の期間が満了しても、入所が必要と認めるときは、これを延長することができる。

（入所の停止）

第17条 所長は、入所者が入院等（概ね6か月以内）をするときは、入所の停止をすることができる。

2 所長は、入所承諾を停止したときは、母子生活支援施設長には母子生活支援施設入所承諾事項変更・徴収金額変更通知書（規則別記第8号様式の3）により、入所者には母子生活支援施設入所承諾事項変更・徴収金額変更通知書（規則別記第8号様式の4）により、その旨通知する。

（所管福祉課の確認義務）

第18条 所管福祉課は、入所者に対して必要書類等の提示を求めるなどの手段により、当該入所者が自立に向けた努力を行っているかどうかについての確認をしなければならない。

（協定利用の実施について）

第19条 所長は、板橋区が母子生活支援施設の相互利用に係る協定（以下「協定」という。）を他自治体と締結している場合において、板橋区が母子保護を実施する者を協定に定める母子生活支援施設へ適切かつ円滑に入所措置（以下「協定利用」という。）を行うため、本要綱に定めるもののほか、協定に則って実施する。

2 協定に定めるもののほか、協定利用に関する必要事項は所長が別に定める。

（区間相互利用の実施について）

第20条 所長は、法第23条第3項に規定する所管区域外の母子生活支援施設への入所措置（以下「広域措置」という。）について、区立母子生活支援施設の特別区間の広域措置（以下「区間相互利用」という。）を適切かつ円滑に行うため、特別区人事・厚生事務組合発出の「特別区立母子生活支援施設の特別区間相互利用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に則って実施する。

2 ガイドラインに定めるもののほか、区間相互利用の実施に関する必要事項は所長が別に定める。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は所長が別に定める。

- 1 この要綱は、平成9年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日において、現に入所の措置をされている者については、この要綱により承諾されたものとする。

付 則

この要綱の一部改正は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成23年7月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成26年3月10日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成26年10月1日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成29年12月28日から施行し、平成29年11月13日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和2年9月23日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

母子生活支援施設入所申込取下届

年 月 日

(宛先)

東京都板橋区福祉事務所長

住 所 板橋区

申込者（保護者）

氏 名

母子生活支援施設入所申込みは、下記の理由により取り下げます。

記

取り下げ理由

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.